東京大学病院早期退職規程

（平成１６年　４月　１日制定）
改正　平成２５年　７月２５日
改正　令和　５年　３月２３日
改正　令和　８年　９月１７日

（目的及び実施）

第１条　この規程は、東京大学病院教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第１９条の規定に基づき、教職員が自らの意思により就業規則第１８条に定める定年によって退職する日の前に、第５条に定める退職手当の支給を受けて退職できる制度（以下「早期退職制度」という。）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

２　前項の早期退職制度の実施にあたっては、次の各号のいずれかの募集を行うものとする。

一　教職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的として、第３条に規定する退職の日（以下「退職の日」という。）において満４５歳以上（教授、准教授、講師、助教及び助手にあっては満５０歳以上）の教職員を対象として行う募集

二　組織の改廃または事業場並びに施設の移転を円滑に実施することを目的として、当該組織又は事業場若しくは施設に所属する教職員を対象として行う募集

（早期退職の要件）

第２条　教職員は、退職の日に係る募集（以下「募集」という。）に応じて申出を行い、第４条の２第１項の規定による認定を受けることにより早期退職することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する教職員は除く。

一　退職の日における在職年数が本学の教職員として引続き５年以下の者

二　国立大学法人東京大学の役員となるために退職する者

三　退職の日に定年に達する者

四　就業規則第３９条の規定による懲戒処分（故意または重大な過失によらないで管理または監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下「懲戒処分」という。）を募集の開始の日において受けている者または募集の期間中に受けた者

２　前条第２項第二号の募集にあっては、前項第一号の規定は適用しない。

（退職の日）

第３条　この規則による退職の日は、３月、６月、９月又は１２月のいずれかの月の末日とする。ただし、第１条第２項第２号の場合にあっては、これと異なる日とすることができる。

（申出の方法）

第４条　早期退職制度により退職を希望する教職員は、別に指定する募集の期間内に病院長に対しその旨を申し出なければならない。

２　前項の申出は、次条による認定の通知を受けるまでの間に限り、撤回することができる。

（早期退職の認定）

第４条の２　前条第１項の規定による申出があった場合は、申し出た教職員(以下「申出者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、早期退職制度により退職することができる旨の認定をするものとする。

一　第２条の規定に適合しない場合

二　申出後に懲戒処分を受けた場合

三　前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の申出者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他申出者に対し認定を行うことが社会通念上不適切と認める場合

四　申出者を引き続き業務に従事させることが業務の能率的運営を確保し、または長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

２　前項の認定は、退職の日の３０日前までに病院長を通じて申出者に書面により通知するものとする。

３　認定を受けた申出者が次の各号にいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

一　東京大学病院退職手当規則（以下「退職手当規則」という。）第１３条第１項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

二　退職手当規則第７条第９項及び第８条第４項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。

三　退職の日までに退職したとき。

四　懲戒処分（就業規則第３９条に規定する懲戒解雇を除く。）を受けたとき。

（退職手当の特例）

第５条　早期退職制度により退職した者に対して支給する退職手当の額は、退職手当規則第５条の規定によるものとする。

（雇用の制限）

第６条　早期退職制度により退職した者は、再び退職手当規則の適用を受ける教職員となることはできない。

附　則

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２５年８月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。